

甲府市空き家バンク活用促進助成金制度のお知らせ

＼甲府市空き家バンク登録物件を売買契約すると／

売り主の売買契約に係る費用を最大10万円、

買い主の改修費を最大50万円助成します！

さらに、
令和8年度
からは、

売り主の除却費を

最大80万円助成します！

◆主な要件

- 甲府市空き家バンク登録物件
 - 市税に滞納がない
 - 売買契約締結日から6ヵ月以内までに申請
- ◎以下買い主の改修費助成に限る
- 購入した空き家に5年以上定住する意思
 - 自治会への加入
- ◎以下売り主の除却費助成に限る
- 昭和56年5月31日以前に建築された建物
 - 6か月以上継続して空き家バンクに掲載した物件

※要件の詳細は事前に空き家対策課にご確認を！

空き家バンクへの物件の登録については
空き家対策課・空き家バンク制度の
制度事業者へご相談ください！

空き家バンクについては
こちらのコードから
ご覧ください！



要件を
チェック！



空き家バンク物件の**売り主**

【助成対象経費】

売買契約に係る各種経費

- ・ 所有権移転登記にかかる費用
- ・ 動産の処分費用
- ・ 不動産売買仲介手数料 など

【助成額】 助成対象経費の2分の1 上限 **10万円**

建物の除却工事費用 (令和8年度より新規拡充)

【助成額】 助成対象経費の2分の1 上限 **50万円**

物件が**居住誘導区域内** 上限 **70万円**

物件が**まちなかエリア内** 上限 **80万円**

空き家バンク物件の**買い主**

【助成対象経費】

自身が居住するための改修工事費用

【助成額】

助成対象経費の3分の1 上限 **30万円**

・ 物件が**居住誘導区域内**または
買い主が**子育て世帯等** 上限 **40万円**

・ 物件が**まちなかエリア内**または
物件が**居住誘導区域内**かつ買い主が**子育て世帯等**
上限 **50万円**

(※子育て世帯等・・・子育て世帯、新婚世帯、移住世帯)



居住誘導区域ってどこ？まちなかエリアってどこ？申請方法は？
まずは甲府市空き家対策課へお問い合わせください！

☎ 055-237-5350